

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第三十五号

#### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県物品管理規則の一部改正)

第一条 広島県物品管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条(見出しを含む。)

並びに第三十九条第一項及び第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(行政書士法施行細則の一部改正)

第二条 行政書士法施行細則(昭和二十六年広島県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏面)中「出納長」を「出納係」に改める。

(広島県職員委員会規則の一部改正)

第三条 広島県職員委員会規則(昭和三十一年広島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項」を「第九条第三項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「及び出納長」を削る。

第六条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

(広島県予算規則の一部改正)

第四条 広島県予算規則(昭和三十九年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号、第九条第二項、第十条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十六条第二項中「出納長室」を「会計管理局」に改める。

第十七条第四項、第十八条第四項及び第二十四条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(広島県人口移動統計調査規則の一部改正)

第五条 広島県人口移動統計調査規則(昭和四十年広島県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第六条 災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条、第六条及び第八条中「当該職員」を「当該職員」に改める。

第十一条第二号中「官公吏」を「国又は地方公共団体の職員」に改める。

別記様式第五号中「ハ」を「ニ」に改める。

別記様式第七号表(表)中「ハ」を「ニ」に改め、同様式(裏)中「ハ」を「ニ」

に、「ハ」を「ニ」に改める。

別記様式第八号(裏)中「ハ」を「ニ」に改める。

（食品衛生に関する条例施行規則の一部改正）

第七条 食品衛生に関する条例施行規則（昭和二十六年広島県規則第一百四号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（立入及び調査を行う職員）」に改め、同条中「当該職員」を「当該職員」に改める。

（広島県家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第八条 広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第十三条第三項中「広島県技術職員」を「広島県職員」に改める。

（広島県水産業改良普及事業の実施に関する規則の一部改正）

第九条 広島県水産業改良普及事業の実施に関する規則（昭和三十四年広島県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、技術職員で」を削る。

（主要農作物種子法施行細則の一部改正）

第十条 主要農作物種子法施行細則（昭和六十三年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条の二第二項」を「第七条第二項」に改める。

第三条第一項及び第二項並びに第四条中「第六条の二第三項」を「第七条第三項」に改める。

第六条中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第6条関係)

(表 面)

第 号		検 査 員 証			
		職 名 氏 名			
<p>主要農作物種子法 (昭和 27 年法律第 131 号) 第 4 条第 4 項 (第 7 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による審査を行う者であることを証明する。</p>					
	年 月 日				
		広島県知事			印

9.8センチメートル

(裏 面)

主要農作物種子法抜粋

(審査)

第 4 条 指定種子生産ほ場の経営者 (以下「指定種子生産者」という。) は、その経営する指定種子生産ほ場についてほ場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査 (以下本条において「審査」という。) は、指定種子生産者の請求によつて行う。

4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該職員に、審査させなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 第 4 項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(原種及び原原種の生産)

第 7 条 (略)

2 (略)

3 第 3 条第 2 項の規定は前項の指定について、第 4 条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(広島県屋外広告物審議会規則の一部改正)

第十一条 広島県屋外広告物審議会規則(昭和二十四年広島県規則第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「広島県関係吏員」を「広島県職員」に改める。

(広島県営住宅管理審議会規則の一部改正)

第十二条 広島県営住宅管理審議会規則(昭和二十七年広島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「吏員」を「職員」に改める。

(広島県営住宅管理規則の一部改正)

第十三条 広島県営住宅管理規則(平成十年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「県吏員」を「県職員」に改める。

(広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

第十四条 広島県労働委員会事務局の組織に関する規則(昭和二十八年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「、主事及び事務補助員」を「及び主事」に改め、同条第三項中「、事務吏員のうちから、事務補助員は、専任技術員、主任技術員又は技術員のうちから」を削る。

第七条第十二項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。